

色彩基準（大村市）

色相 地域基準	R	Y R	0.1Y～ 5Y	5.1Y～ 10Y	GY	G	BG	B	P B	P	R P
第1種許可地域	5	6	6	4	4	4	3	3	4	4	4
第2種許可地域	8	8	8	8	6	6	5	5	6	6	6
第3種許可地域											

彩度が上記以下になる必要がある。（広告物の1面の2/3以上が基準内とすること）

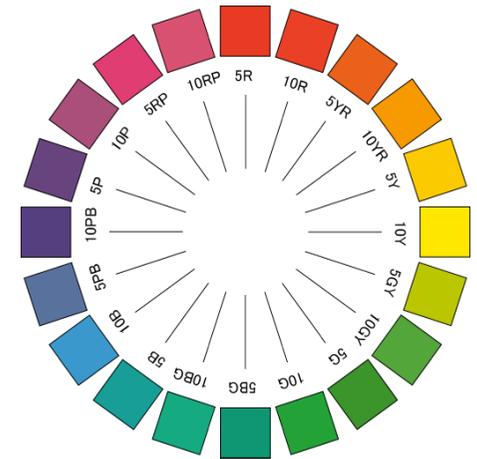
【表記方法】

マンセル値＝色相 明度／彩度（色相及び彩度は産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721に定める色相及び彩度をいう。）

有彩色の場合・・・上記のマンセル値にて示す。（例：5.0Y R3.1／4.0）

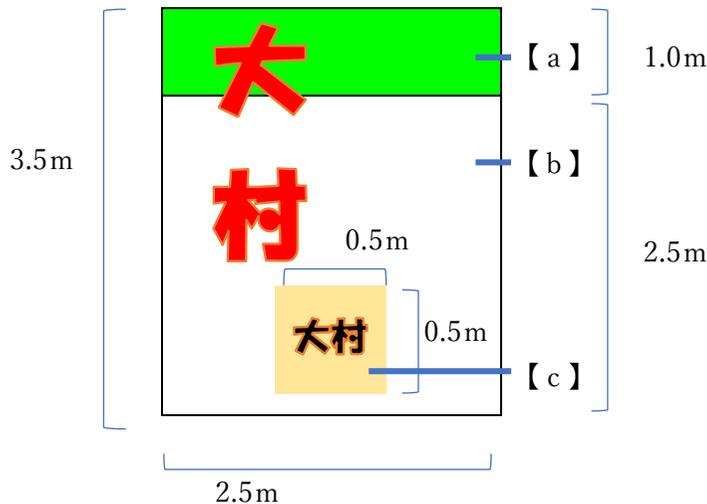
無彩色の場合・・・N明度にて示す。（例：N9.3）

写真、絵画、デジタル、透明の場合・・・マンセル値を文字で示す（例：写真）



【意匠の表記方法】

- ・面積の算定のために、広告面寸法に併せて色彩使用面積が算定できる寸法を表示してください。
- ・背景色（地色）を色彩基準で規定します。（文字の色には色彩基準の規定はありません）
- ・アイテムの場合も色抜き文字の場合は、文字の背景色を色彩基準で規定します。



	【a】	マンセル値：7.5G 6.0／10.0
	【b】	マンセル値：N9.5
	【c】	マンセル値：3.0Y5.0／12.0

《色彩基準計算例》

全体面積 $3.5 \times 2.5 = 8.75 \text{ m}^2$

【a】 $1.0 \times 2.5 = 2.50 \text{ m}^2$

【b】 $3.5 \times 2.5 - (a + c) = 6.00 \text{ m}^2$

【c】 $0.5 \times 0.5 = 0.25 \text{ m}^2$

不適合・・・【a】、【c】

適合・・・【b】

$(2.50 + 0.25) \div 8.75 = 31\% \dots$

不適合が1/3未満のため、適合